## 第八管区海上保安本部公示第50号

水路業務法(昭和25年法律102号)第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、 次のとおり公示する。

令和7年10月10日

## 第八管区海上保安本部長

佐々木 渉(公印省略)

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
- (1) 名称 国立大学法人鳥取大学工学部
- (2) 住所 鳥取県鳥取市湖山町南 4-101
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
- (1) 区域 鳥取港 (別添付図参照)
- (2) 期間 令和7年10月15日から令和8年3月31日まで
- 3 水路測量の実施方法

GNSS による測位、音響測深機による測深

- 4 航行船舶に対する安全措置
- (1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則(昭和25年運輸省令第55号)第6条に定める標識を掲揚
- (2) 八管区水路通報に掲載

## 第八管区海上保安本部 公示第 50 号 関連付図

